

作成日 2023 年 4 月 3 日  
(最終更新日 20 年 月 日)

## 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2023-1-160

課題名 : 発癌素地と腫瘍不均一性に関わる分子異常の解明

### 1. 研究の対象

2011 年 1 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに当院で消化器及び呼吸器系腫瘍、ならびに多中心性発生したと考えられる腫瘍、原発不明癌 (疑い例を含む) と診断された方

### 2. 研究期間

2023 年 5 月 (倫理委員会承認後) から 2026 年 3 月 31 日まで

### 3. 研究目的

腫瘍の成り立ちに関する分子機構の理解を深め、早期診断や再発や予後の評価、さらに治療を最適化するための知見を得て、新しい診療体系の構築へと役立てます。

### 4. 研究方法

切除された腫瘍の病理検体を使用して遺伝子の体細胞性変異、遺伝子発現、蛋白質発現を調べます。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 病歴、臨床検査情報、治療歴、予後等

試料 : 手術や検査で採取された組織等

### 6. 外部への試料・情報の提供

情報は電子的配信にて、試料は宅配便により共同研究機関に提供します。情報の提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、当施設の研究責任者が保管・管理します。

### 7. 研究組織

東北大学大学院医学系研究科 古川 徹、大森 優子

旭川医科大学 病態代謝・消化器・血液腫瘍制御内科学分野 水上 裕輔 (研究代表者)

JA 北海道厚生連旭川厚生病院 消化器科 河本 徹

旭川赤十字病院 消化器内科 藤井 常志

札幌東徳洲会病院 消化器内科 木村 圭介

手稲溪仁会病院 消化器病センター 高橋 邦幸  
JA 北海道厚生連遠軽厚生病院 内科 柳川 伸幸  
名寄市立病院 消化器内科 鈴木 康秋  
東京医科大学病院 消化器内科 糸井 隆夫  
自治医科大学病院 病理診断部 福嶋 敬宜

## 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本学では、研究責任者のグループが公正性を保つことを目的に、情報公開文書において企業等との利害関係の開示を行っています。

本研究は、研究責任者及び研究分担者が所属する診療科の研究資金（運営費交付金）や科学研究費補助金（20H03655「発癌素地の多様性と分子遺伝学アプローチに基づく膵癌の早期診断」、20K07650「患者由来がんモデルを用いた肝細胞癌に対するFABP5を標的にした新規治療法の開発」、20K16947「微量組織検体における不適正率をゼロにするデジタル細胞診」、20K07671「ドライバー変異が惹起する発癌経路に基づいた血中新規バイオマーカーの探索」、20K17009「GNAS経路からみた膵管内乳頭粘液性腫瘍関連膵癌のバイオマーカーと治療標的の探索」、20K09025「膵管内乳頭粘液性腫瘍の進展を担う分子機構の解明」、21K16439「胆道癌における形態別にみた上皮内病変の胆管内分布とclonality」、21K07954「膵癌進展を制御する長鎖ncRNAの機能解析と細胞外小胞を用いた診断・治療への応用」）を使用し、通常診療の範囲内にて実施します。

本研究は、研究責任者のグループにより公正に行われます。本研究における企業等との利害関係については、現在のところありません。今後生じた場合には、東北大学利益相反マネジメント委員会の承認を得たうえで研究を継続し、本研究の企業等との利害関係についての公正性を保ちます。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。  
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

古川 徹（研究責任者）  
東北大学大学院医学系研究科 病態病理学分野  
〒980-8575 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1  
電話：022-717-8149

研究代表者：

旭川医科大学 病態代謝・消化器・血液腫瘍制御内科学分野 水上 裕輔

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合